

嘉麻市中小企業振興審議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市中小企業振興基本条例（平成29年嘉麻市条例第 号）第12条第2項の規定に基づき、嘉麻市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 中小企業の振興に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画の実施状況に関すること。
- (3) その他中小企業の振興に関すること。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項に掲げる事項について市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 3人以内
- (2) 市内商工団体等が推薦する者 6人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人以内
- (4) 市民からの公募による者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議開催の日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

(会議)

第7条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第9条 会長は、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に準じて、会議録を作成しなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。